

農地中間管理機構を軌道に乗せるために

平成27年8月3日
農林水産省経営局

皆さんの地域の農業は、 5年後、10年後に どうなっているのでしょうか？

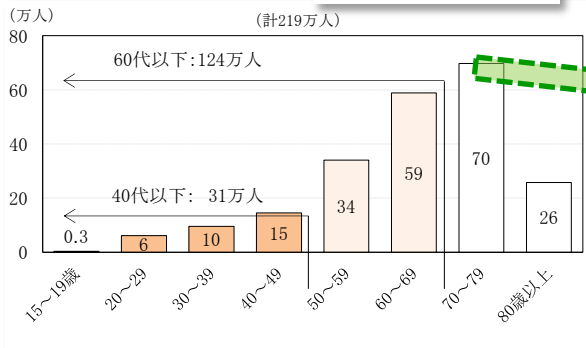
- 担い手は十分いるのでしょうか？
- 耕作放棄地は発生していないのでしょうか？

担い手の減少と耕作放棄地等の状況

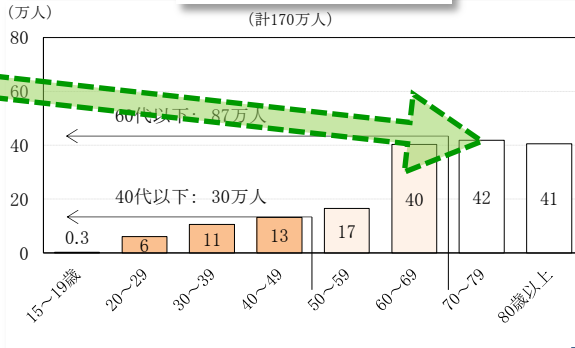
担い手の減少

- 60歳以上が約7割、50歳未満が約1割であり、**著しくアンバランス**
- このままでは、**5年後、10年後にリタイアする農業者が急増**

○ 農業就業者数の試算 平成22年(現状)



平成37年(すう勢)



耕作放棄地等の状況

- 土地持ち非農家を中心に**耕作放棄地が増大**
- 荒廃農地面積27万haのうち**再生利用された面積はわずか1.5万ha(5%)**

○ 荒廃農地 (市町村による客観ベースの調査)

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地(A分類)	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)	(参考値)再生利用された面積(実績値)
平成25年(実績値)	27.3 (26.5)	13.8 (13.3)	13.5 (13.2)	1.5

(単位: 万ha)

(※「A分類」は、農地法第30条に基づく「利用状況調査」により把握した「1号遊休農地」と一致。)

注:1 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。

2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。

3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

- 5年後、10年後の**展望が描けない集落・地域が増加**している状況。

- 今後、リタイアする人の農地を担い手に円滑に集積していかなければ、**耕作放棄地が更に増大するおそれ**。

人・農地プランとは(地域の皆さんの徹底した話し合い)

- 皆さんの地域の農業を発展させていくためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。
- 皆さんの集落・地域において徹底的な話し合いを行って「人・農地プラン」の作成(見直し)を進めましょう。

○ 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、**集落・地域において話し合ってください**、次のことを決めていただきます。

〈地域における話し合い〉

- 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- 地域の担い手は十分確保されているか
- 将来の農地利用のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 近い将来の農地の出し手の状況(いつ頃、どのくらい出す意向か)
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)の役割分担を踏まえた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、複数集落や学区等のエリアが基本ですが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直して下さい。
- 新規就農者や新規参入者(農業法人、企業等)も話し合いから参加できるよう、広報、ホームページ等を通じてできるだけ幅広く周知しましょう。

○ その際、「信頼できる農地の中間的受け皿」がお役に立ちます。

これが、農地中間管理機構です。

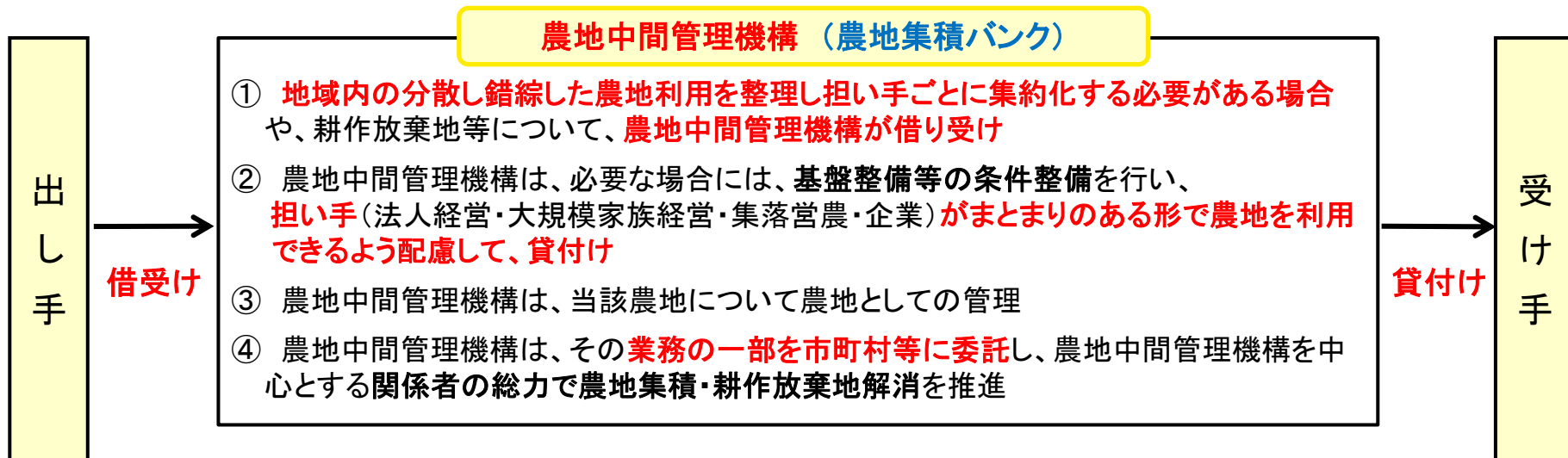
農地中間管理機構とは

目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)

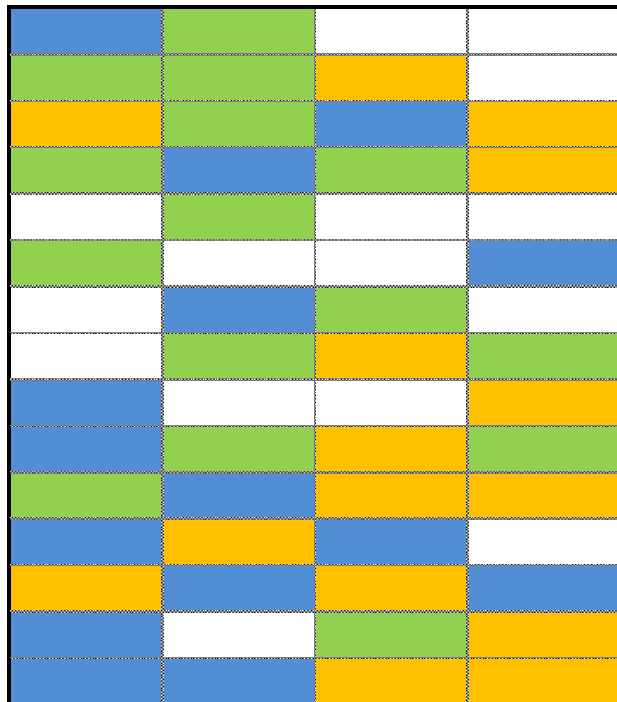


2. 耕作放棄地対策の強化

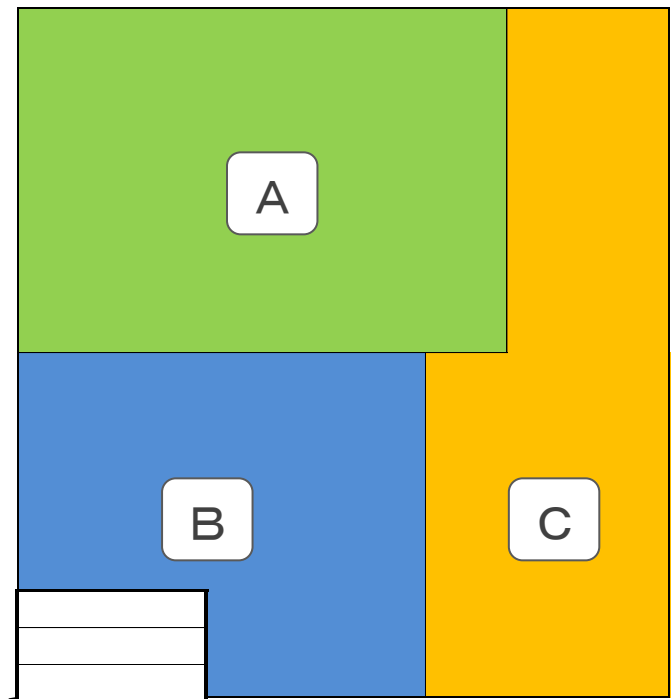
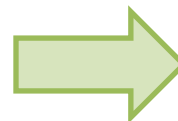
- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も**対策の対象**とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、**農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認**することから始めることとする等、**手続の大幅な改善・簡素化**により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、**公告**を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に**利用権を設定**。

農地の集約イメージ

地域内の分散・錯綜した農地利用
＜1枚の圃場 30a区画＞



担い手ごとに集約化した農地利用
＜1枚の圃場 1ha区画＞



非担い手の
自作地

農地の集積・集約化でコスト削減

農地中間管理機構の活用

リタイアするので農地を貸したいな! と思ったら…

耕作放棄地を解消したいな! と思ったら…

- 機構に農地を貸して下さい。
お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

**地域内で利用権を交換するとお互いに農業がやりやすくなるな!
と思ったら…**

- 関係者がそろって機構に農地を貸してください。機構が担い手の
使いやすい形にまとめて転貸します。

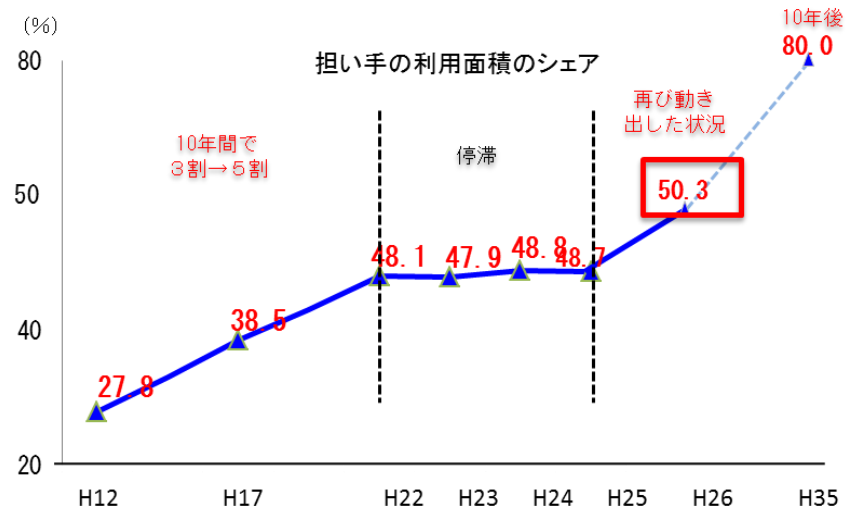
※ 「農地中間管理機構の取組地区に関する優良事例集」(別添)を取りまとめ
ましたので、参考にしてください。

農地中間管理機構の初年度の運用状況

【目標】「今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される(現状5割)。 」

【実績】「担い手の利用面積のシェア:平成26年度末 50.3%(昨年度末に比べ1.6%(約6万ha)アップ)」

- 担い手の利用面積(ストック)のシェアは、平成12年度の約3割から平成22年度の約5割に上昇した後、ここ数年間停滞していたが、平成26年度には再び上昇に転じ、50.3%。担い手への農地集積・集約化へ再び動き出した。
- 農地中間管理機構の平成26年度(初年度)の実績は、平成27年3月末までに機構が借り入れた面積は2万9千ha、同日までに転貸した面積は2万4千ha。(貸借・売買合わせて機構に権利移転した面積は3万6千ha、機構からの権利移転は3万1千ha。)
旧農地保有合理化法人時代の実績(貸借で2~3千ha、売買を含めて8~11千ha)と比べると、貸借だけで約10倍、売買を含めたトータルでは約3倍に拡大。



農地保有合理化法人(売買中心)(~平成25年度)	農地中間管理機構(平成26年度)			従前との比較
1年当たり	農地中間管理事業	売買事業	計	貸借で10倍 貸借+売買で3倍
売買+貸借 8~10千ha	借入 29千ha	買入 7千ha	36千ha	
貸借のみ(内数) 2~3	転貸 24千ha	売渡 7千ha	31千ha	

- 目標を達成するためには、早期に機構を軌道に乗せ、実績を大幅に拡大することが必要。

農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策

初年度の実績からみた問題点	機構を軌道に乗せるための方策
<p data-bbox="150 362 935 579">1. 農地中間管理機構が、旧農地保有合理化法人の時代から大きく変わっておらず、地域農業のデベロッパーとしての自覚が十分でなく、またそれにふさわしい役職員等の体制になっていないところが多い。</p> <ul data-bbox="150 605 962 772" style="list-style-type: none">○ 機構役員の多くは、県庁OBやJA関係者。企業経営者や農業法人経営者は1割のみ。○ 現地で農地集積のコーディネートをを行う担当者の質・量も不十分。 <p data-bbox="150 801 935 1018">2. 人・農地プラン（市町村が作成）など、地域において、まとまった農地を機構に貸し出す方向での話合いが進んでいないところが多い。</p>	<p data-bbox="993 362 1777 494">1. 農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役員等の体制整備を求める。</p> <ul data-bbox="993 519 1806 772" style="list-style-type: none">○ 各都道府県の機構ごとの実績を毎年度公表。○ 2年目（27年度）の実績を踏まえて、実績を上げた県について各般の施策について配慮する仕組みを検討。○ 役員体制の再構築を求め、民間ノウハウの活用を推進。○ 現地で農地集積のコーディネートをを行う担当者の質・量の確保。 <p data-bbox="993 801 1777 1018">2. 人・農地プラン（農業者の徹底した話合いを行い、市町村が作成）の本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行う。</p> <ul data-bbox="993 1043 1806 1253" style="list-style-type: none">○ 市町村毎の人・農地の状況を、県が毎年度調査し、公表。○ 機構は、各市町村・各地域の人・農地の状況を把握し、適切に進行管理。○ 農地の出し手・地域に対する補助金については、地域の話合い・出し手掘り起こしに資するよう、見直しを行う。

3. 農地の所有者が農地の貸付けに踏み切れない。

4. 農地中間管理機構と農地整備事業との連携が十分でない

- 26年度は、予算配分のタイミングと機構発足のタイミングの関係で十分連携できなかった。

5. 農地集積・集約化に向けた地域の農業者等の話し合い等のベースとなる農地情報の電子地図システムが整備されていない。

3. 農地の所有者の農地中間管理機構への農地貸付けのインセンティブを強化する。

- 高齢の農地所有者を含め、農地の出し手に対して、県知事や機構理事長が前面に立ったPRを強力に推進。
- 固定資産税などの農地に係る負担について、耕作放棄地の負担を大きくする仕組みを検討。

4. 農地中間管理機構と農地整備事業との連携のための仕組みを構築する。

- 昨年10月に、農地整備予算については農地中間管理事業のモデル地区内の事業を優先して配分するよう、通知を发出済み。

5. 農地情報の電子地図システムを構築する。

- 本年4月に、農地情報公開システムを構築し、インターネットにより無料で利用可能。

6. その他

- (1) 優良事例の横展開を徹底。
- (2) 以下を各県・機構に要請。
 - 機構、予算、地域の話合いの3つを適切にリンクさせる。
 - 4つのアプローチの活用。
 - ア 人・農地の状況の把握からのアプローチ。
 - イ 公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応。
 - ウ 法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応。
 - エ 基盤整備事業からのアプローチ。
- (3) 担い手への各種施策の集中の方針を堅持する。